平成 28 年 3 月 18 日 規 則 第 2 0 号

(趣旨)

第1条 この規則は、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)及びとかち 広域消防事務組合火災予防条例(平成28年条例第8号。以下「条例」という。)の施 行について必要な事項を定めるものとする。

(公示の方法)

- 第2条 消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「省令」という。)第1条に規定する組合長が定める方法は、次のとおりとする。
 - (1) とかち広域消防事務組合運営に関する条例(平成27年条例第1号)第8条第1項の 規定により準用する帯広市公告式条例(昭和25年帯広市条例第26号)に定める方法
 - (2) とかち広域消防局又は消防署の掲示板への掲示
 - (3) とかち広域消防事務組合ホームページへの掲載

(防火対象物の点検基準及び特例認定基準)

- 第3条 省令第4条の2の6第1項第9号及び第4条の2の8第1項第4号の規定に基づき組合長が定める基準は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 火を使用する設備の位置、構造及び管理等が、条例の基準に適合していること。
- (2) 指定数量未満の危険物及び指定可燃物等の貯蔵及び取扱いが、条例の基準に適合していること。
- (3)消防用設備等が、条例の基準に適合していること。

(火災発生時の通報場所)

第4条 法第24条第1項(法第36条第8項の規定で準用する場合を含む。)の規定による 火災を発見した者の通報すべき場所は、とかち広域消防局、消防署、消防署の支署、 出張所又は分遣所とする。

(灰捨場等の安全距離)

第5条 条例第2条第1項第15号アに規定する火災予防上安全な距離は、1.2メートル以上とし、同号イに規定する火災予防上安全な距離は、0.5メートル以上とする。

(必要な知識及び技能を有する者の指定)

- 第6条 条例第2条第2項第3号、第19条第1項第11号及び第29条第1項第14号の規定に 基づき、必要な知識及び技能を有する者を次のように指定する。
 - (1)条例第2条第2項第3号(条例第3条第2項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第8条第3項、第9条第2項、第10条第2項、第11条、第12条、第14条第2項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

ア 液体燃料を使用する設備にあっては、次に掲げる者

- (ア) 一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会から、石油機器技術管理士資格者証 の交付を受けた者
- (イ) ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)に基づく特級ボ

イラー技士免許、一級ボイラー技士免許、二級ボイラー技士免許又はボイラー整備士免許を有する者(条例第6条第2項、第11条及び第12条において条例第2条第2項第3号を準用する場合に限る。)

- イ 電気を熱源とする設備にあっては、次に掲げる者
 - (ア) 電気事業法(昭和39年法律第170号)に基づく電気主任技術者の資格を有する者
- (イ) 電気工事士法(昭和35年法律第139号)に基づく電気工事士の資格を有する者
- (2)条例第19条第1項第11号(条例第13条第1項及び第3項、第19条第3項、第20条第2項、第21条第2項及び第3項、第22条第2項及び第4項、第23条第2項、第24条第2項並びに第25条第2項において準用する場合を含む。)に規定する必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。
 - ア 電気事業法に基づく電気主任技術者の資格を有する者
 - イ 電気工事士法に基づく電気工事士の資格を有する者
 - ウ 一般社団法人日本内燃力発電設備協会が行う自家用発電設備専門技術者試験に 合格した者(自家用発電設備専門技術者)(条例第21条第2項及び第3項において 条例第19条第1項第11号を準用する場合に限る。)
 - エ 一般社団法人電池工業会が行う蓄電池設備整備資格者講習を修了した者(蓄電池設備整備資格者) (条例第22条第2項及び第4項において条例第19条第1項第11号を準用する場合に限る。)
 - オ 公益社団法人全日本ネオン協会が行うネオン工事技術者試験に合格した者(ネオン工事技術者)(条例第23条第2項において条例第19条第1項第11号を準用する場合に限る。)
- (3)条例第29条第1項第14号に規定する必要な知識及び技能を有する者は、一般財団法 人日本石油燃焼機器保守協会から、石油機器技術管理士資格者証の交付を受けた者又 は当該器具の点検及び整備に関しこれと同等以上の知識及び技能を有する者とする。 (変電設備等)
- 第7条 条例第19条第1項第9号(条例第19条第3項、第21条第3項及び第4項、第22条 第2項において準用する場合を含む。)の規定による防火上有効な間隔は、別表第1 に掲げる数値以上の間隔とする。
- 2 条例第22条の蓄電池設備の容量及び電槽は、次により算定するものとする。
- (1) 定格容量は、10時間(アルカリ蓄電池にあっては、5時間)放電率容量とすること。
- (2) 電槽の数は、単位電槽の数とすること。

(危険物品の指定及び裸火使用等の申請)

- 第8条 条例第35条第1項各号に規定する場所(次項において「指定場所」という。)に 持ち込んではならない火災予防上危険な物品は、次に掲げるものとする。ただし、常 時携帯するもので軽易なものは、この限りでない。
 - (1) 法別表第1に掲げる危険物及び条例別表第3に掲げる指定可燃物のうち、可燃性固体類及び可燃性液体類
 - (2) 一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)第2条第1号に掲げる可燃性ガス
- (3) 火薬類取締法 (昭和25年法律第149号) 第2条第1項に掲げる火薬類

2 条例第35条第1項ただし書の規定により、指定場所において喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込もうとするときは、禁止行為の解除承認申請書(様式第1号)により管轄消防署長に申請し、その承認を受けなければならない。

(がん具用煙火を消費してはならない場所)

- 第9条 条例第38条第1項に規定する火災予防上支障のある場所は、次のとおりとする。
 - (1) 引火性又は可燃性の物品を貯蔵し、又は取扱っている場所及びその付近
 - (2) 強風時又は異常乾燥時における木造家屋の密集している場所及びその付近
 - (3) 火の粉若しくは火花が落下し、又は飛散する地点に可燃性の物品がある場所 (少量危険物施設等の安全装置)
- 第10条 条例第50条第2項第5号及び第53条第1項第4号の規定による安全装置は、次のいずれかに掲げるものとする。
 - (1) 自動的に圧力の上昇を停止させる装置
 - (2) 減圧弁で、その減圧側に安全弁を取り付けたもの
 - (3) 警報装置で、安全弁を併用したもの

(危険物を貯蔵し、又は取り扱ってはならない百貨店等及び地下街の出入口の付近等)

- 第11条 条例第59条第1項第1号に規定する出入口の付近は、百貨店等にあっては、公共の用に供する道路又は広場に面する出入口から水平距離6メートルの範囲内とする。
- 2 条例第59条第1項第2号に規定する階段の直下及びその付近は、階段裏面の水平投影面上の空間部分及び当該階段から水平距離6メートルの範囲内とする。

(教育担当者の届出)

第12条 条例第76条第2項(条例第77条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、教育担当者選任(解任)届出書(様式第2号)によって行わなければならない。

(カラオケボックス等の外開きの戸に関する基準)

- 第13条 条例第83条ただし書に規定する避難上支障とならない外開きの戸は、次のいずれ かに該当するものとする。
 - (1) 外開きの戸を開放した場合において、避難通路の有効幅員を常に60センチメートル以上確保できるもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、外開きの戸のうち、当該戸が設けられた個室を利用する 者以外の者が避難のために使用する避難通路に面しないもの

(避難通路等の維持の基準)

- 第14条 条例第84条第3項に規定する屋上広場の避難上有効な維持の基準は、次のとおりとする。
 - (1)屋上広場は、特別避難階段及び避難階段(建築基準法施行令第123条に規定する特別 避難階段及び避難階段をいう。)、固定避難用タラップその他有効な避難設備及び避 難器具を有する防火対象物にあっては、これらに有効に通ずること。
- (2) 5階以上の階を百貨店の用途に供する防火対象物にあっては、次によること。 ア 屋上広場には、避難の障害となる工作物を設け、または物件を置かないこと。 イ 屋上広場の面積は、当該防火対象物の建築面積の2分の1以上とすること。
- 2 条例第84条第4項に規定する主要避難通路の色別等の方法は、次のとおりとする。

- (1) 主要避難通路の床面は、着色テープ、敷物、タイル等(以下「着色テープ等」という。)により他の部分と明確に区分できるよう明示すること。
- (2) 防火設備を設ける場合には、当該防火設備の閉鎖又は作動の妨げとなる範囲を床面 に着色テープ等で明示すること。

(避難経路図の記載事項)

- 第15条 条例第85条に規定する避難経路図は、防火対象物の階ごとに掲出するものとし、 その記載事項は、次のとおりとする。
 - (1) 避難施設の設置位置
 - (2) 現在地及び2方向以上の避難経路
- (3) 宿泊者等に対する避難時の注意事項
- (4) 消火器、屋内消火栓等の設置位置
- (5) その他避難に関して必要な事項

(標識の規格)

第16条 条例に定める標識及び掲示板の規格は、別表第2のとおりとする。ただし、消防局長が火災予防上この規格と同等以上の効果があると認めるときは、他の標識等をもって代えることができる。

(火災予防上必要な業務に関する計画の提出)

第17条 条例第91条第2項の規定による提出は、火災予防上必要な業務に関する計画提出 書(様式第3号)によって行わなければならない。

(防火対象物使用開始の届出書)

- 第18条 条例第92条第1項の規定による届出は、防火対象物使用開始届出書(様式第4号)(様式第4号の2)によって行わなければならない。
- 2 条例第92条第2項の規定により前項の届出書に添えなければならない図書は、次のと おりとする。ただし、既に消防機関に提出されている図面等については、この限りで ない。
- (1) 案内図、平面図、立面図、主要断面図及び仕上表
- (2)消防用設備等の設計図、仕様書、計算書、系統図、配管又は配線図(平面図及び断面図に配管、配線及び機器を示したもの。)並びにはり及び天井の詳細図
- (3) 危険物保有に関する概要図

(火を使用する設備等の設置の届出)

- 第19条 条例第93条の規定による届出は、設置工事を開始する日の7日前までに次に掲げる届出書によって行わなければならない。
- (1)条例第93条第1号から第11号までに掲げる設備 炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー・給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生ずる設備・放電加工機設置届出書(様式第5号)
- (2)条例第93条第12号から第15号までに掲げる設備 変電設備・燃料電池発電設備・発電設備・蓄電池設備設置届出書(様式第6号)
- (3)条例第93条第16号に掲げる設備 ネオン管灯設備設置届出書(様式第7号)
- (4)条例第93条第17号に掲げる設備 水素ガスを充てんする気球の設置届出書(様式第8号)
- 2 前項の届出書には、届出に係る設備の配置図、立面図、構造図、電気配線図及び仕様 書等の関係図書を添付しなければならない。

(火災とまぎらわしい煙などを発する恐れのある行為などの届出)

- 第20条 条例第94条の規定による届出は、当該行為を行う日の3日前までに次に掲げる届出書によってしなければならない。ただし、条例第94条第1号の届出については、電話又は口頭によることができる。
 - (1)条例第94条第1号に掲げる行為 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれの ある行為の届出書(様式第9号)
 - (2)条例第94条第2号に掲げる行為 煙火打上げ(仕掛け)届出書(様式第10号)
 - (3)条例第94条第3号及び第4号に掲げる行為 催物開催・臨時客席等設置届出書(様式第11号)
- (4)条例第94条第5号に掲げる行為 水道断(減)水届出書(様式第12号)
- (5)条例第94条第6号に掲げる行為 道路工事届出書(様式第13号)
- (6)条例第94条第7号に掲げる行為 露店等の開設届出書(様式第14号) (指定洞道等の届出)
- 第21条 条例第95条の規定による届出は、指定洞道等(変更)届出書(様式第15号)によって行わなければならない。

(ストーブ又は煙突の取付掃除業者の届出)

第22条 条例第96条の規定による届出は、煙突取付掃除業届出書(様式第16号)によって 行わなければならない。

(火を使用する設備、器具等の製造及び整備業の届出)

第23条 条例第97条の規定による届出は、液体燃料燃焼器具整備業届出書(様式第17号) によって行わなければならない。

(消防設備業の届出)

第24条 条例第98条の規定による届出は、消防設備業届出書(様式第18号)によって行わなければならない。

(指定数量未満の危険物等の貯蔵、取扱いの届出)

第25条 条例第99条の規定による指定数量未満の危険物及び指定可燃物貯蔵取扱所の設置 (廃止)の届出は、少量危険物指定可燃物貯蔵所取扱所設置(廃止)届出書(様式第 19号)によって行わなければならない。

(タンクの水張検査等の申請書)

- 第26条 条例第100条の規定による指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は 取り扱うタンクの水張検査又は水圧検査の申出は、タンク水張・水圧検査申請書(様 式第20号)によって行わなければならない。
- 2 消防局長は、前項の申請があった場合において、必要な検査を行い支障がないと認めたときは、少量危険物タンク検査済証(様式第21号)を交付するものとする。

(公表の対象となる防火対象物及び違反の内容)

第27条 条例第101条第3項に規定する公表の対象となる防火対象物は、令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物で、法第17条第1項の政令で定める技術上の基準又は同条第2項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、法第4条第1項に規定する立入検査においてこれらの消防用設備等が設置されていないと認められたものとする。

2 条例第101条第3項に規定する公表の対象となる違反の内容は、前項の防火対象物に 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないこと とする。

(公表の手続)

- 第28条 条例第101条第3項に規定する公表の手続きは、前条第1項の立入検査の結果を 通知した日から14日を経過した日において、なお、当該立入検査の結果と同一の違反 の内容が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、次に 掲げる方法により行うものとする。
 - (1) とかち広域消防事務組合ホームページへの掲載
 - (2) とかち広域消防局及び前条第2項に規定する違反が認められた防火対象物が存する 区域を管轄する消防署の掲示板
- 2 前項に規定する方法により公表する事項は、次に掲げるものとする。
- (1) 前条第2項に規定する違反が認められた防火対象物の名称及び所在地
- (2) 前条第2項に規定する違反の内容(当該違反が認められた防火対象物の部分を含む。)
- (3) その他消防局長が必要と認める事項
- 3 消防局長は、公表中の違反が是正されたことを確認した場合は、当該違反に係る内容を削除するものとする。

(届出書等の提出部数等)

- 第29条 条例及びこの規則に基づいて、消防局長又は消防署長に提出する届出書又は申請書の部数は、2部とする。ただし、第20条第1号、第2号及び第4号に規定するものにあっては1部とする。
- 2 消防局長又は消防署長は、前項本文の届出書又は申請書を受理したときは、必要な審査を行い、支障がないと認めるときは、その1部に届出済(様式第22号又は様式第22号の2)又は承認済(様式第23号又は様式第23号の2)の印を押印して届出者又は申請者に交付するものとする。

(委任)

第30条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、消防局長が別に定める。

附 則 (平成28年3月18日)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第27条及び第28条の規定は、 平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、帯広市火災予防規則 (昭和61年帯広市規則第31号)、北十勝消防事務組合火災予防規則(昭和61年北十勝 規則第5号)、西十勝消防組合火災予防条例施行規則(昭和61年西十勝規則第9号)、 南十勝消防事務組合火災予防条例施行規則(昭和61年南十勝規則第2号)、東十勝消 防事務組合火災予防条例施行規則(昭和62年東十勝規則第9号)又は池北三町行政事 務組合火災予防条例施行規則(昭和62年東十勝規則第9号)又は池北三町行政事 務組合火災予防条例施行規則(平成2年池北三町規則第1号)(以下これらの規則を 「旧条則」という。)の規定に基づきなされた 処分、手続き、その他の行為は、施行 日においてそれぞれこの規則の相当する規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までに、旧条則に基づく様式により行った、又は行っている手続につい

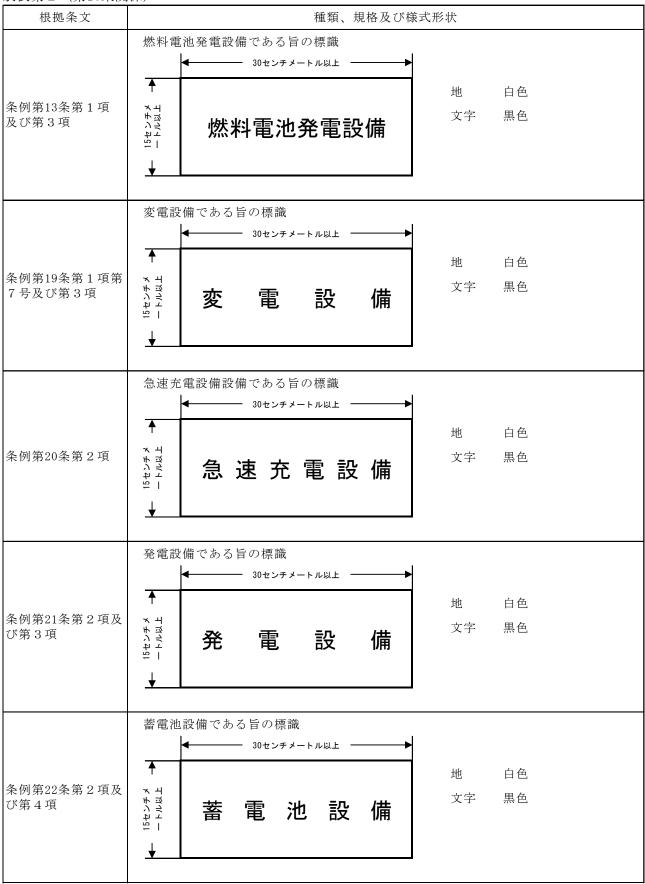
ては、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。この場合において、旧条則 に基づく様式については、所要の修正を行うことができるものとする。

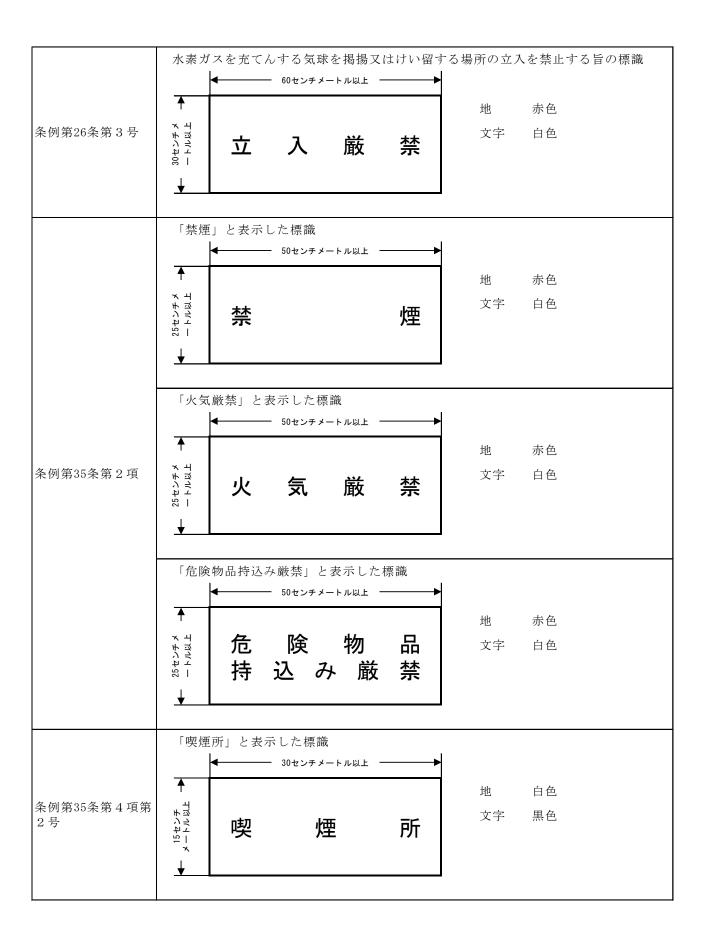
別表第1 (第7条関係)

変電設備等の防火上有効な間隔

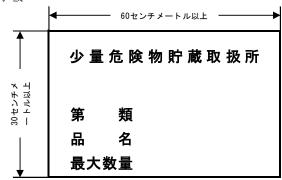
種類	防火上有効な間隔	を確保する部分	間隔
変電設備	配電盤	操作を行う面	100センチメートル。ただし、操作を行う面が相互 に面する場合は、120センチメートル
		点検を行う面	60センチメートル
		換気口を有する面	20センチメートル
	変圧器、コンデンサー その他これらに類する	点検を行う面	100センチメートル。ただし、点検を行う面が相互 に面する場合は、120センチメートル
	機器	その他の面	20センチメートル
内燃機関を 原動力とす	制御装置	操作を行う面	100センチメートル。ただし、操作を行う面が相互 に面する場合は、120センチメートル
る発電設備		点検を行う面	60センチメートル
		換気口を有する面	20センチメートル
	発電機及び内燃機関	周囲	60センチメートル。ただし、発電機及び内燃機関 相互間は、100センチメートル
蓄電池設備	充電装置	操作を行う面	100センチメートル
		点検を行う面	60センチメートル
		換気口を有する面	20センチメートル
	蓄電池	点検を行う面	60センチメートル
		列の相互間	60センチメートル(架台等に設ける場合で蓄電池 の上端の高さが床面から160センチメートルを超 えるものにあっては、100センチメートル)
		その他の面	10センチメートル。ただし、単位電槽相互間を除く。

別表第2 (第16条関係)





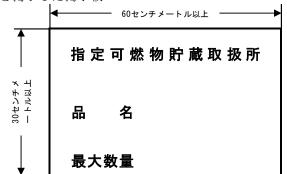
指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物(以下「少量危険物」という。)を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識並びに類、品名及び最大数量を掲示した掲示板



地 白色

文字 黒色

指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識並びに品名及び最大数量 を掲示した掲示板



地 白色文字 黒色

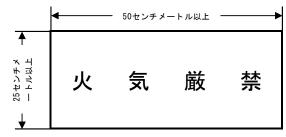
条例第50条第2項第 1号

条例第61条第3項

条例第62条第2項第 1号

> 次に掲げる少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所に掲げる注意事項 を表示した掲示板

- (1) 法別表第1に掲げる第2類の危険物のうち引火性固体
- (2) 法別表第1に掲げる第3類の危険物のうち自然発火性物質
- (3) 法別表第1に掲げる第4類の危険物
- (4) 法別表第1に掲げる第5類の危険物
- (5) 指定可燃物のうち可燃性固体類及び可燃性液体類



地 赤色

文字 白色

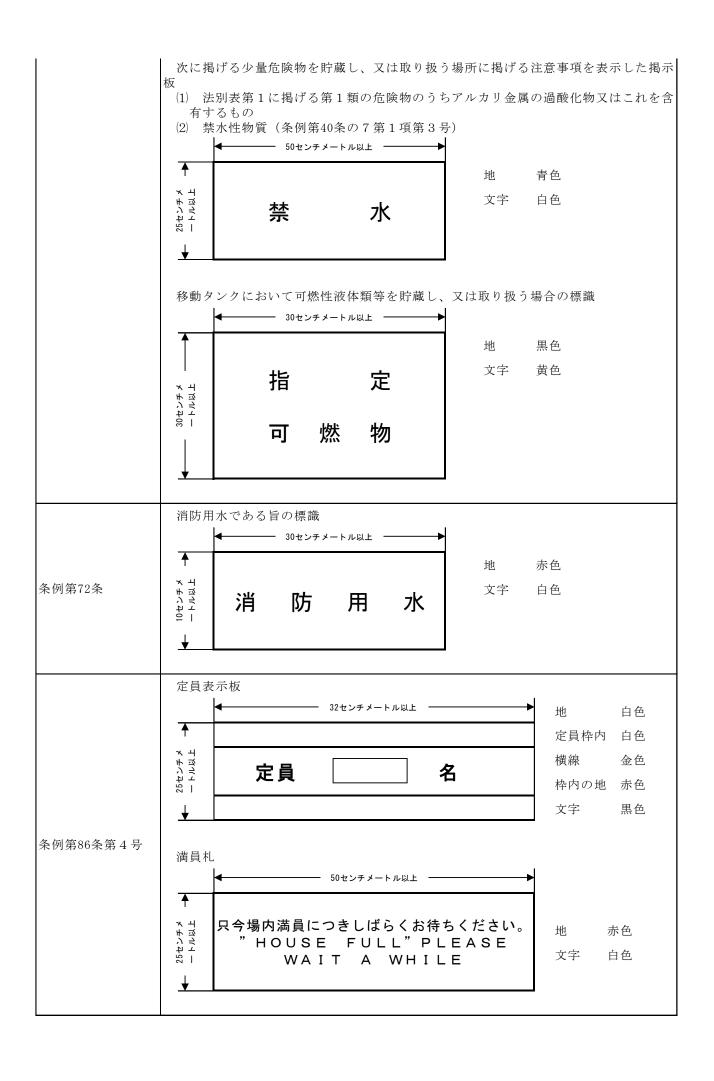
次に掲げる少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所に掲げる注意事項を表示した掲示板

- (1) 法別表第1に掲げる第2類の危険物(引火性固体を除く。)
- (2) 指定可燃物 (可燃性固体類及び可燃性液体類を除く。)



地 赤色

文字 白色



禁止行為の解除承認申請書

												年	月	日
		様												
						目	請者							
							住所				(電話		番)
							氏名							印
とかち広域	消防事	事務組合	6火災予防	与条件	列第35纟	条第 1	項の規	見定に	よる打	旨定場	所に	おける	る禁止	:行為に
ついて解除の	承認を	受けた	こいので申	請〕	します。									
	所	在 地								電話	i			番
申請場所	名	称						用	途					
		階						階の	用途					
解除の承認	種	類	喫煙	•	裸火	•	危険物	勿品持	込み					
 を受けよう	期	間	年	i	月	日	時才	316	左	丰	月	日	眻	まで
とする行為	内	容												
と 9 0 11 流	理	由												
	住	所								電話	î			番
責 任 者	職	業												
	氏	名												
火 災 予	防	上												
講ずる	措	置												
そ の		他												
※ 受	付	欄				>	※ 経		過	欄				

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 申請場所の詳細及び当該場所付近の概要図を添付すること。

教育担当者選任 (解任) 届出書

											年	月	目
			様										
							届占	出者					
							信	主所			(電話		番)
							E	氏名					印
担	当	所 在 地								電話			番
	業所	名 称											
台	未 の	従事者											人
選	氏名、	生年月日											
送	住	所											
	選任	年月日											
	職務	上の地位											
任	教育打課程信年月	旦当者講習 多了証交付 日 ・番 号			年	月		日	第	-	号		
為刀	氏	名											
解	住	所											
H	解任	年月日		年	月		日	選任	年月日		年	月	日
任	解作	£理由											
そ	の他必	公要事項											
	*	受	付		欄			*	経	j	過	欄	

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

火災予防上必要な業務に関する計画提出書

年 月	日
様	
届出者	
住所(電話	番)
氏名	印
防火担当者	-T\
住所(電話	番)
氏名 別添のとおり火災予防上必要な業務に関する計画書を提出します。	印
別がりこれり八次丁例工必安は未彷に関する可画音を促出しより。	
指 定 催 し の 開 催 場 所	
開 催 場 所	
題 (24 期 日 自 年 月 日 日 18 12 時 開始 時	
開 催 期 間 自 年 月 日 開 催 時 間 開始 時 年 月 日 開 催 時 間	分分
一日当りの人出 予 想 人 員	
使 用 火 気 等 □ こんろ等の火を使用する器具 □ ガソリン等の危険物 □ その他 (IJ
一名の他()	
スの地と西東西	
その他必要事項	
	Ħ
※ 受 付 欄 ※ 経 過	

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 □印のある欄には、該当の□印にレを付けること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

防火対象物使用開始届出書

														年	月	日
				様				_								
								Ā	出温							
										所			(1	 1話		番)
									氏	名						印
					の使用を 出ます。	開始した	たいの)で、	٤;	かち広域	消防	事務	組合火	《災予	防条例	列第92条
	所	在	地									電	話			番
	名		称							主要用途	金					
防				住	所							電	話			番
火対	所	有	者	氏	名											
象物				所有	形態	単独・ラ	共有・	区分	}・ 言	証券化・	指定	管理	・民間	資金	舌用・	その他
•	所有	有者 。	ヒのト	関 係	本人	· 貸	貸借	•	転借	: • ?	その作	也 ()
敷地	※ 消防	5 同 意	ま年」	月日						※ 消防同	意番	: 号	第			号
の概	工具	事等	開好	台 日						使用開	月始	日				
要	他の許) 法 🕯	令に認	よる可												
	敷地	面積			m²	建築面	面積				m²	延	面積			m²
	従業	員数						公園	開時	:間又は 間						
屋夕	┗ 卜消少	(栓、	動力	消防												
ポン	/プ、	消防月	月水の	概要												
そ		の		他												
必	要	な	事	項												
	*	受	付	構				*	経			過		1	瀾	

	用 途			構が	造			
防	種類	床面積 ㎡	用途	消防	用設	備等の	概要	特殊消防 用設備等 の 概 要
火	階別	m²	九 歴	消火設備	警報設備	避難設備	消火活動上 必要な設備	の概要
対象	階							
物	階							
棟別	階							
概	階							
要(階							
(第 号)	階							
	階							
	計							

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 同一敷地内に2以上の棟がある場合には、棟ごとに「様式第4号の2防火対象物棟別概要追加書類」に必要な事項を記入して添付すること。
- 3 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 4 所有形態及び所有者との関係欄は、該当するものを丸印で囲むこと。
- 5 建築面積及び延面積の欄は、同一敷地内に2以上の棟がある場合には、それぞれの合計を記入すること。
- 6 消防用設備等の概要欄には、屋外消火栓、動力消防ポンプ及び消防用水以外の消防用設備等 の概要を記入すること。
- 7 ※印の欄は、記入しないこと。
- 8 防火対象物の配置図、各階平面図及び消防用設備等又は特殊消防用設備等の設計図書(消火 器具、避難器具等の配置図を含む。)を添付すること。

防火対象物棟別概要追加書類

	用途			構造				
	種類	床面積	用途	消防	用設	備等の	概要	特殊消防
	階別	水田慎 m²	用途	消火設備	警報設備	避難設備	消火活動上 必要な設備	特殊消防 用設備等 の 概 要
	階							
第	階							
号)	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	計							
	用途			構造				
	種類	床面積	用途	消防	ī 用 設	備等	の概要	特殊消防 用設備等 の 概 要
	階別	水田慎 m²	用途	消火設備	警報設備	避難設備	消火活動上 必要な設備	用設備等の概要
							必要な設備	
	階					ZEXERX VIII	必要な設備	
第	階 階					AL ALIA III	必要な設備	
						AL ALLA VIII	必要な設備	
(第 号)	階					AL ALLEA VIII	必要な設備	
	階階					AL ALLEY VIII	必要な設備	
	階 階 階					AL ALLA VIII	必要な設備	
	階階階					AL ALLA VIII	必要な設備	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー 給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備 ヒートポンプ冷暖房機 火花を生ずる設備・放電加工機

設置届出書

												年	月	日
				様										
								届出	者					
								住	所			(電話		番)
								氏	名					印
防火	所 在	地									電話			番
対象物	名	称								用 途				
設置	用	途				床	面積		m²	消防用	設備等			
設置場所	構	造				階	層			又は特 用 設	備等			
	設備	帯の	種	類										
届	着工	(予定	() 年	月日					竣工	(予定)	年月日			
出	設備	の概	要											
設	使用	すった	る		種			Ž	類		使	用	-	量
/ /	燃料	· 然源 工	液											
備	安全	装	置											
取扱責	責任者 ∅	つ職氏	:名											
		住	所								電話			番
工事加	也上有	氏	名											
	% 5	Ž,		付		欄			*	経	近	<u>司</u>	楫	Ш

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 階層欄には、屋外に設置する設備にあっては、「屋外」と記入すること。
- 4 設備の種類欄には、鉄鋼溶解炉、暖房用熱風炉、業務用厨房設備等と記入すること。
- 5 設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
- 6 ※印の欄は、記入しないこと。
- 7 当該設備の設計図書を添付すること。

 変
 電
 設
 備

 燃料電池発電設備
 で
 設
 備

 発電池設備

設置届出書

			H		i	100	H/		ИПЭ									
			124												年	F		日
			様					屈	出者									
														(雷 金	r.		平)
									住所					(電話	<u> </u>		番)
									氏名									印
防火	所 在 地											冒	 1 1 1 1					番
対象物	名 称										用	į	金					
設	構				ž	告		場			所			床		面		積
置日							屋	內	(背).	、屋久	外						m²
届出	消防用設備特殊消防	備等 用設(又は 備等				不	燃	区画		有・	無	換	気	設	備	有	•無
届	電圧					V	定构定	各出 格	力又は 容 量							ŀ P	ζw AΗ·	セル
出	着工(予)年 月	定) 日							竣工(⁻ 年 月	予定	定) 日							
設	設	置	種	別	l	キュ	ービク	ウ <i>ル</i>	式(屋)	勺	屋夕	+) •	その	つ他				
備	概	要			•													
主任	技術者氏症	名	1															
_		1	È	所										電話				番
工事	事施 工	者 -	£	名														
	※ 受		f	寸		欄			*	糸	圣			過			欄	

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 電圧欄には、変電設備にあっては一次電圧と二次電圧の双方を記入すること。
- 4 全出力又は定格容量の欄には、変電設備、燃料電池発電設備又は発電設備にあっては全出力を、蓄電池設備にあっては定格容量を記入すること。
- 5 届出設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に転載して添付すること。
- 6 ※印の欄は、記入しないこと。
- 7 当該設備の設計図書を添付すること。

ネオン管灯設備設置届出書

										年	月	日
			様									
						届出者						
						住所				(電話		番)
						氏名						印
防火対象	所 在 地								電話			番
物物	名 称					用。该	金					
届	設備容	章 量										
出出	着工(予 年 月	定) 日				竣工(予年 月	予定	È) 日				
設備	設備の概要											
	概 要											
	事 施 工	⇒ Ł	住	所					電話			番
工	尹 虺 丄	者	氏	名								
	※ 受		付		欄	*	K	経	過		欄	

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 届出設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。
- 5 当該設備の設計図書を添付すること。

水素ガスを充てんする気球の設置届出書

														左	F	月	日	
				村	羡													
									尼	届出者								
										住所				(官	電話		番	:)
										氏名							印	
金匹 品	置請負	4 ≠	住	所										電記	舌		番	:
取世	违 明 5	₹甘	氏	名														
看	視	人	氏	名										H	也		人	
⇒几	空 4 5	1 88 1	掲	揚		自					至							
取	置期	月月	けし	八留		自					至							
設	置	<u> </u>	目	的														
設	置	地。	名 •	地番														
場	所	地」の別	上又は	屋上				用	途				立入の力	、禁止 i法				
	-) -			LAM	日	時							場	所				
允	(ん)	くばり	上美()	方法	方	法							ガス	置場				
1.++-	_			Tru .				直	径				材	質				
構	気	戈	求	型				体	積				厚	さ				
	揚			綱	材	質		1					太	さ				
	電	電定	球 格 電	の 圧		I		灯	数				配列	方式	Ī	直列、	並列	
造	飾		線の					1			践	斤面 積			l .			
総		重		量														
			掲	揚								その化						
支	持 方	法	けし	八留								必要事項	頁 —					
	×	※	Ž		付		木	闌			*	経	ı	過		楫		

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 設置場所付近の見取図及び電飾の配線図(電飾を付設するものに限る。)を添付すること。

火災とまぎらわしい煙又は火炎 を発するおそれのある行為の 届出書

						年	月	日
	様							
			届出者					
			住所		(電話		番)
			氏名					印
発生予定日時	自							
光土,足口时	至							
₹ 4 H =C								
発 生 場 所								
燃焼物品名								
及び数量								
目 的								
その他								
必要な事項								
※ 受	付	欄	*	経	過		欄	

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 その他必要な事項欄には、消火準備の概要その他参考事項を記入すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

煙 火 打 上 げ 届出書

					年	月	日
	様						
			届出者				
			住所		(電話		番)
			氏名				印
打上げ予定日時仕掛け	自至						
打上げ 場 所仕掛け 場 所							
周囲の状況							
煙火の種類及び 数 量							
目的							
そ の 他 必 要 な 事 項							
打上げに直接従仕掛け							
事する責任者の氏名							
※ 受	付	欄	*	経	過	欄	

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 その他必要な事項欄には、消火準備の概要その他参考事項を記入すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。
- 5 打上げ、仕掛け場所の略図を添付すること。

		106								年	月	日
		様			_							
					扂	虽出者						
						住所				(電話		番)
						氏名						印
防火	所 在 地							電	話			番
対象物	名 称					本来の	用途					
	位		置	面			積	客	席	の	構	造
使用箇所							m²					
四//1	消防用設備 消防用設備	請等又は特殊 請等の概要		1				1		_		
臨時び舞	に客席及 台を設け 合 合 方 法	客 席	数			席	舞	台 の	数			か所
る場・設	合の数置方法											
使用目	目的											
使用其	期間				厚	開催時間						
収容	人員			名	近重	避難誘導 動に従事	及び紅できる	肖火活 る人員				名
防火管	萱理者氏名											
そ 必 要	の と な 事 項											
	※ 受	付	7	欄		*	経		過		欄	

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 使用する防火対象物の略図を添付すること。

水 道 断 水 届出書

											年	月		日
					様									
							届出者	之 目						
							住原	斤			(電話			番)
							氏名	<u></u>						印
断	-l. ₹	*. 🛨	日時	自										
減	小 1	′ル	口吗	至										
断	水	17,	域											
減	八		坝											
エ	事	場	所											
理			由											
現場	易責任	£者	氏名											
	*	•	受		付	欄		*	経	過		村	東	

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 断・減水区域の略図を添付すること。

道路工事届出書

					年	月	目
	様						
			届出者				
			住所		(電話		番)
			氏名				印
工事予定日時	自至						
路線及び箇所							
工事内容							
現場責任者氏名							
※ 受	付	欄	*	経	過	欄	

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 工事施工区域の略図を添付すること。

露店等の開設届出書

				4:	¥										年	月	日
				ħ.	汞				届	出者							
										住所					(電話		番)
										氏名							印
開	設		期	間	自至	年 年	月月	F	1	営	<u>국</u>	業	時	間	開始終了	時時	分分
開	設		場	所													
催	L	の	名	称													
開	設		店	数						消設	ク 間	人 置	器本	の 数			
現	場 責	任者	者 氏	名									(電	話)
そ	の他	必多	要事	項													
	*	受			付		欄				*	経		近	1	檌	

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人又は組合にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 露店等の開設場所及び消火器の設置場所に係る略図を添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

指定洞道等(変更)届出書

							年	月	日
			様						
				Ā	虽出者				
				:	事業所名				
					所 在 均	也	(電話		番)
					代表者氏》	名			印
設置	法人の名詞								
者	代表者氏》	名							
洞)	道等の名和								
設	起,	点							
置場	終	点							
所	経由均	也							
その	の他必要事項	頁							
	※ 受		付	欄	*	経	過	欄	

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。
- 3 洞道等の経路図、設置されている物件の概要書、火災に対する安全管理対策書その他必要な図書を添付すること。

煙突取付掃除業届出書

														年	月	日
				様												
								F	届出者							
									住所					(電話		番)
									氏名							印
事	所	在	地									電話				番
業	名		称													
所	代	表	者													
事	業	内	容													
対	象	地	域													
事業	 と開か	台年月	月			年		月		日	従	業員数				名
						販	売	•	工	事	•	そ (の	他		
事	業	種	別													
4	\wedge	1=	/3.1													
従	事	F	者													
経	歴	概	要													
							ı									
		*	受	付	欄					*	経	過	榾			

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

液体燃料燃焼器具整備業届出書

																4	年	,	月	日
				7	様															
									F	虽出者										
										住所	ŕ					(電話	£		番)
										氏名	ı									印
事	所	在	地											電	話					番
業	名		称																	
所	代	表	者																	
事	業	内	容																	
対	象	地	域																	
事業		治年丿	月日			年	Ē		月		日		従美		数					名
						販		売	•	工		事	•	整		,	備			
事	業	種	別																	
7	未	7里	ניכ																	
				氏		名	1	修	了講	習等	名称	`	取	得	年	月	日	及	び番	号
熟	練	者	\mathcal{O}											年		月		日	第	号
概			要											年		月		日	第	号
														年		月		日	第	号
添	付	概	要																	
		*	受	付	欄						*	経		過	7	欄				

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

消防設備業届出書

																	左	F	月		日
					様																
										眉	出	者									
											住	三所					(官	電話			番)
											氏	名									印
事	所	在	地												,	電話					番
業	名		称																		
所	代	表	者																		
法	人	登	録			有	•	•	無			登	録を	F.	月	日		年	,	月	日
事	業開	始	· 変	更	年月	日		年	月	F	1	事業	美所の	従氵	業員	数					名
変	更	卢	可 氡	容	事	由															
事業以外	美の主 外の場	要!	目的か 、 そ	³ 消隊 の事	方設備	i業]容															
	種		類						内	名	ř	工	事	基	整	備	点	検	à F	坂	売
業																					
務																					
			*	受	<u></u>	<u> </u>	欄							<u> </u>	経	j	固	欄			

- 1
- 2
- 3
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。 「業務」の内容欄は、該当事項に○を記入すること。 「業務」の種類欄、「消防設備士・消防設備点検資格者」欄及び「保有する検査機器等」欄 に記入できない場合は、別紙を用いて添付すること。 「届出事項のうち、「届出者」、「事業所」及び「業務」の欄のいずれかに変更が生じた場合 4

- 日本田野県のうら、「届田有」、「事業所」及び「業務」の欄のいりれかに変更が生した場合は、速やかに届出をすること。 「その他」の欄は、次によること。 ア変更の場合は、変更を行う前の届出書の届出年月日及び受付番号を記入すること。 イエ事、設備又は点検業務を行う者で、工事、整備又は点検を行う上で必要となる消防設備 士又は消防設備点検資格者以外の資格を有するものがある場合は、当該資格者の資格内容等 を記入すること。
 ※印の欄は、記入しないこと。

(12)						
沿	氏 名	免状の種類 及び交付番号	交付年月日	交 付 都道府県	現	住 所
消防設備士・消防設備点検資格者		種第 類 第 号	年 月 日			
備士		種第 類	年 月 日			
消防		種第 類 第 号	年 月 日			
設備		種第 類 第 号	年 月 日			
点検		種第 類 第 号	年 月 日			
資格考		種第 類 第	年 月 日			
1		種第 類 第 号	年 月 日			
	点検機器等の名称	製造者名	型式	保有数	備	考
保有						
保有する検査機器等						
使 査 機						
器等						
その他						
事業原	所の案内図					

少量危険物 貯蔵所 設置 (廃止) 届出書指定可燃物 取扱所

					年	月	日
	様						
			届出者				
			住所		(電話		番)
			氏名				印
貯蔵又は取扱い	所 在 地						
の 場 所	名 称						
類、品名及び	類	品	名	最大貯蔵数量	一日卦	最大取打	及数量
最 大 数 量							
貯蔵又は取扱方 法の概要							
貯蔵又は取扱場所の位置、構造 及び設備の概要							
消防用設備等又 は特殊消防用設 備 等 の 概 要							
貯蔵又は取扱いの開 始予定期日又は期間 (廃止年月日)							
その他必要な事項 (廃止理由)							
※ 受	付	欄	*	· 経 過	!	欄	

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 貯蔵又は取扱いの場所の見取図を添付すること。

タンク水張・水圧検査申請書

																	年	,	月	日
					村	羕														
									阜	請	者									
										住	所					(冒	 直話			番)
										氏	名									印
	Ι																			
設置	住			所																
者	氏			名																
タ、	形			状]	容		量							1
ンク	寸			法																mm
構造	材及	質び	記板	号厚																
タ常	ンプ用	ን <i>0</i>) 圧	大力																КРа
検	查	0)	種	類					水	(張	ŧ•7	水	,	圧					
製製	造造	者年	及月	び 日																
検 :	査 希	望	年月	日			年	月	F	1										
検	查着	希 皇	望 場	所																
その	の他	必要	な事	項																
>>	※	至有	寸 棑	į		*	経	過	欄				>	<u> </u>	手	数		料	7	欄
					検査な		3													

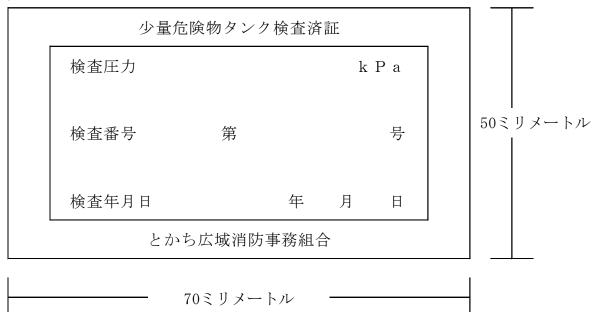
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 タンクの略図を添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。貯蔵又は取扱いの場所の見取図を添付すること。

正

水	張又は	水圧の	り別							
検	查	圧	力							
タン	形		状		容	量				1
ク	寸		法							mm
構造	材質及び	記板	号圧							
タ常	ン ク の 最 大 用 圧 力							КРа		
製造者及び製造年月日								年	月	日
検査番号第号										
年 月 日				とかち	広域消防	坊事務組	合長			印

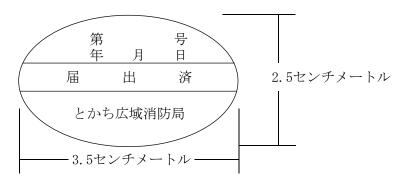
備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

副

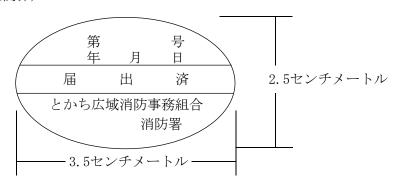


- 1 このタンク検査済証は、金属板とすること。
- 2 このタンク検査済証は、タンクの見やすい箇所に取り付けること。

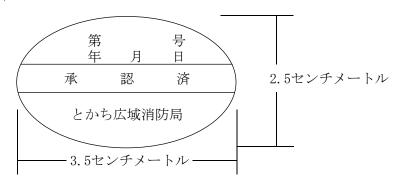
様式第22号 (第29条関係)



様式第22号の2 (第29条関係)



様式第23号 (第29条関係)



様式第23号の2 (第29条関係)

